

江戸・嵩山房小林新兵衛による『唐詩訓解』排斥

有木, 大輔
西南学院高等学校 : 非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/13188>

出版情報 : 中国文学論集. 36, pp.87-101, 2007-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン :
権利関係 :

江戸・嵩山房小林新兵衛による『唐詩訓解』排斥

有 木 大 輔

一 はじめに

明の李攀龍選とされる『唐詩選』七巻は、我が国では江戸の嵩山房小林新兵衛によって、享保九年（一七二四）に刊行されて以来、何度も版を重ねたことは贅言を要さない。しかし、李攀龍が没したのは隆慶四年（一五七〇）、中国で最も古い『唐詩選』版本も万曆二十一年（一五九三）跋の蔣一葵注『唐詩選』であり、嵩山房刊『唐詩選』まで、実に一世紀以上ものタイムラグがある。これは鎖国という政治情況、若しくは詩壇における古文派の隆盛にその伝播の要因を求めるには、あまりにも遅いと言わざるを得ない。当然、この間に日本において唐詩受容が皆無であったはずはなく、『唐詩選』が流行するための土壌を形成する準備期間と考えるべきである。そこで本稿では、日本における『唐詩選』流行以前の唐詩集受容に焦点を当て、そこには先行した一冊の『唐詩選』類本を排斥しようとする本屋側の思惑があったことを明らかにするものである。

二 『唐詩選』流行以前

嵩山房による『唐詩選』刊行以前、すなわち江戸初期の漢学者は如何なる唐詩集を読んでいたのか。貝原益軒（一六三〇～一七二四）の『格物餘話』に、

江戸・嵩山房小林新兵衛による『唐詩訓解』排斥

集詩者甚多。獨李攀龍之所輯『唐詩選』最佳。其所載風格、淳厚清婉。且其『訓解』亦頗精詳。是可爲諸詩集及詩解之冠（詩を集むる者甚だ多し。独り李攀龍の輯する所の『唐詩選』最も佳し。其の載する所の風格、淳厚にして清婉。且つ其れ『訓解』も亦た頗る精詳なり。是れ諸詩集及び詩解の冠たるべし）。

とある。ここでいう李攀龍選『唐詩選』とは中国刊『唐詩選』を意味する。中国では、幾種もの『唐詩選』注本が刊行され、中でも益軒は「訓解」という注本を冠絶とする。福岡藩の儒学者であつた益軒は、長崎商人や京都書肆より多数の漢籍を購入しており、その日記や蔵書目録にも「唐詩訓解」という書名が見える。これは、筆者が以前論じた李攀龍選／袁宏道校『新刻李袁二先生精選唐詩訓解』七巻を指す。この『唐詩訓解』は、元來、福建の余応孔によつて出版された建陽本であり、寧波船など江南ルートを通つて比較的早い時期に日本に將來されたものであろう。同時期の鳥山芝軒（一六五五—一七二五）も『唐詩訓解』を講読の教本として用いていた。

芝軒自少壯好歌詩、刻意唐人、專以作詩、教授生徒。常講說『三體唐詩』、『杜律集解』、『唐詩訓解』等、以此作門戸、自稱爲詩人（芝軒少壯より歌詩を好み、唐人に刻意し、専ら作詩を以て、生徒に教授す。常に『三體唐詩』、『杜律集解』、『唐詩訓解』等を講説し、此れを以て門戸を作し、自称して詩人と爲す）。

（東条琴台『先哲叢談統編』卷三）

すなわち、『唐詩訓解』は、室町期に五山禅僧の間で広く読まれていた『三體詩』や十七世紀後半（寛永—元禄期）に京都の書肆が度々刊行していた『杜律集解』と同等に評価され、漢詩を読む際には格好の教材であつた。教材としての『唐詩訓解』は、古文辞派を提唱した荻生徂徠（一六六六—一七二八）も採択していた。若き日の徂徠は、漢籍を購入する余裕が無いため、自ら『唐詩訓解』を書写し、自らの序と評語を加えたといふ。その門下・平野金華（一六八八—一七三三）に寄せた「與平子和其二」（『徂徠集』卷二十一）にも、

數十年前、宿學老儒、尊信『三體詩』、『古文眞寶』、至與四子五經並矣。…近來漸覺其非、而以『唐詩訓解』代之（數十年前、宿學老儒、『三體詩』、『古文眞寶』を尊信すること、四書五經と並ぶに至る。…近來漸く其の非を覺り、而して『唐詩訓解』を以て之に代ふ）。

とあり、『唐詩訓解』は、『三體詩』や『古文眞寶』を凌駕し、むしろ經書に匹敵すると述べる。『近世漢學者伝記

著作大事典¹⁾の江村北海(一七二一—一七八八)の項にも、北海の著述に「唐詩訓解刪注」と見える。この本は現存しないが、北海が『唐詩訓解』の注に手を加えていたことは明らかであり、『唐詩訓解』は、書肆によつて翻刻されるよりも早く漢学者らに抄写されていた。かくして江戸初期の漢学者の間では、『三体詩』や『千家詩』に代わる新たな唐詩集が渴望されていた。かかる状況下において、彼らは、次第に各種『唐詩選』注本のうち、明末の詩壇に名を馳せた李攀龍・袁宏道両氏の名を冠した『唐詩訓解』に注目するようになったのである。

三 文林軒による『唐詩訓解』の翻刻

以上のような理由から、『唐詩訓解』は、中国よりむしろ日本に多く現存する。それらの多くは日本人の手による翻刻本であり、巻末に「二條通竊屋町 田原仁左衛門 梓行」(仁左衛門本)と「京富小路五條上町 書林 田原勤兵衛 蔵板」(勤兵衛本)と記された二系統の版本が存在する。田原仁左衛門・勤兵衛両家は屋号を文林軒と称し、禅書や漢籍を中心に出版していた京洛書肆の老舗である。一本とも「萬曆戊午(一六一八)孟夏月/居仁堂余獻可梓」と刻んだ蓮牌があるが、これは原刻本(福建本)に倣つたもので、それぞれの正確な江戸刊行年は不明である。しかし新たに出版する書物に必ず刊行年を記すよう制定されたのは享保の改革であれば、『唐詩訓解』の翻刻は高山房による『唐詩選』出版以前である。そこで両者の出版活動時期をそれぞれの刊行物から比較すると、仁左衛門の方が勤兵衛より早い時期に活動していたことが判る(表 参照)。また、日野龍夫氏が『唐詩訓解』の刊行年を寛文年間(一六六一—一六七三)頃と推測するように、早くは『寛文無刊記書籍目録』にその名が見え、『元禄九年書籍目録大全』では当該書名の上欄に「田原仁」と附記されている。勤兵衛本に記された「蔵板」という書誌用語は、寺子屋などが教材用に出版した素人板、若しくは他者から買収・贈与が行われた版本という意味を含む。以上のことから、先ず田原仁左衛門が版木を梓行し、勤兵衛がそれを継承したと考えるのが妥当である。表 に拠ると、『唐詩訓解』以外に勤兵衛が仁左衛門刻本を覆刻した書物は四例しか見えない。そもそも仁左衛門が禅書の出版で有名であったのに対し、勤兵衛は唐詩集等の漢籍出版に移行している。忖度するに、『唐詩訓解』は、田原文林軒の経

(表I) 田原文林軒出版活動年表

田原仁左衛門		
1615	元和元	『正法眼藏』
1633	寛永十	『歷代名医伝略』
1634	十一	『般若心経註釈並金剛経註釈』
1635	十二	『医学正伝或問抄』
1636	十三	『新刊春窓聯偶巧方便類編』
1637	十四	『統錦繡段』
1638	十五	『聚分韻略』
1639	十六	『詩人玉屑』 『開元天宝遺事』 『禪苑蒙求』 『般若心経秘鍵文林』 『緇林宝訓』 『邵康節先生心易卦數』
1640	十七	『景德伝燈録』
1641	十八	『覆享祿本韻鏡』 『孝經大意』 『法相』 『和漢朗詠集』 『尚直編』 『尚理編』
1642	十九	『天地万物造化論』 『災註輔教論要録』
1643	二十	『新編時用通式翰墨全書』 『山庵禪録』
1644	二十一	『門覺経略疏』 『証道歌』
1645	正保二	『諸虛辨疑』 『神心経』 『神社考詳部』 『智受考神師重誦註解』 『永明寿神師重誦註解』 『龜海集』
1646	三	『晦尊先生語録要』 『大慧普覚神師普説』
1647	四	『祖庭事苑』 『孟子或問』 『中庸集略』
1648	慶安元	『剪燈新話句解』
1650	三	『論語或問』 『沙弥律儀要略』
1653	承応二	『仏法金湯編』
1656	明暦二	『句双紙抄』 『古曆便覧』 『禪間策進』
1657	三	『増註唐賢三体詩法』 『圓悟仏果神師語録』
1658	万治元	『新編算学啓蒙』 『木庵神師語録』
1660	三	『三籟集』 『僧訓日記』 『薬性本草約言』
1661	寛文元	『耳底記』 『鑑門崇行録』
1662	二	『魁本大字諸儒箋解古文真宝後集』 『禅林課誦』
1663	三	『本朝医学』
1664	四	『仏光国師語録』 『石門文字禅』 『撰津州有馬地誌』
1665	五	『金明殿若経疏論要』 『地藏菩薩本願経』
1666	六	『卜筮元龜抄』 『道余録』
1667	七	『易学啓蒙抄』
1668	八	『儒仏合編』
1669	九	『別伝神師身置』
1670	十	『慈心水滸法』
1671	十一	『新刊紫問入式運氣論奥』 『月庵和尚語録』
1672	十二	『山堂清話』
1673	十三	『大元授時曆経』 『緇門宝蔵集』
1674	延宝元	『破毒和尚語録』
1675	三	『葺林集』 『扶桑禪林僧宝伝』
1676	六	『瑞山集』 『諸観音経三昧儀註』 『睡庵自雷語』
1678	八	『睡庵語話』
1680	八	『大施龍鬼集類分解』
1690	元禄三	『阿蘇名所集』
1693	六	『統扶桑禪林僧宝伝』
1695	八	『仏孝略論』
1697	十	『永源寂室和尚語録』 『教業公案集』
1702	十五	『黙余草』 『惟静和尚語録』
1705	宝永二	『仏光国師語録』
1707	四	『和三籟集』
1708	五	『大衛神師語録』
1720	享保五	『本朝天文』
1721	六	『遵玄和尚語録』
1723	八	『川論庵主稿』
刊行年不明		『新刻李袁二先生精選唐詩訓解』 『新刻顔訣刊談』 『山谷詩集注』 『幻住庵清規』 『五家正宗贊』 『金明経疏論要判定記』 『當峰真覚大師紀年録』 『大慧普覚神師語録』 『大慧普覚神師年譜』 『龍巖集』 『神源諸註集都序』 『茶経』

ゴチックは仁左衛門・勘兵衛双方に出版のあるもの。

田原勘兵衛		
1642	寛永十九	『天地万物造化論』
1667	寛文七	『一絲和尚語録』
1692	元禄五	『伽藍明基記』
1727	享保十二	『法臺神師寿山統外集』
1738	元文三	『明四大家文選』
1739	四	『明詩選』
1743	寶保三	『古今詩聞』
1746	延享三	『唐詩礎』
1749	寶延二	『論語考』
1751	四	『永源寂室和尚語録』
1752	宝暦二	『詩評集解』
1758	八	『唐詩選故事』 『唐詩附注』
1760	十	『唐詩訳説』
1762	十二	『禪間策進』 『詩評集解』
1764	明和元	『古唐詩合解』 『詩語解』
1767	四	『針灸明』 『詩学解環』
1768	五	『唐詩選掌故』
1770	七	『唐詩國字彙』
1772	九	『世説抄撮』
1774	安永三	『唐詩集註』 『雲峰高益大師選定淨土十要』
1776	五	『唐詩解頌』
1778	七	『日本詩話』
1779	八	『緇門宝蔵集』 『詩語砕金』
1783	天明三	『六代詠物詩集』
1784	四	『花家年浪舛』
1786	六	『清詩話』
1787	七	『語工推蒙』
1790	寛政二	『唐詩選指蒙』
1792	四	『続文変』 『春秋左氏伝考』
1794	六	『唐詩正解』
刊行年不明		『新刻李袁二先生精選唐詩訓解』 『黄蘗山仏舍利記』

出處： 矢島玄英・徳川時代出版書出版部集覧
朝倉治彦・大和博幸・享保以後江戸出版書目（臨川書店 一九九三年）
同 藤橋 共に行堂書店 一九七六年

営方針を変えるほどの売筋商品であったに違いない。

四 『唐詩選』類本をめぐる訴訟

では、これほど流布していた『唐詩訓解』が読まれなくなったのは何故であろうか。結論から言えば、京都の文林軒田原勤兵衛と江戸の高山房小林新兵衛の間に出入（紛争）が存在していた。近世日本の書肆は、本来伊勢講や愛宕講のように、霊山参拝を名目とした催合（せうあひ）や頼母子（たのもし）によつて資金を運用し、それを元手に出版業に従事していた。享保七年（一七二二）十一月の大岡越前守の布令、所謂享保の改革によつて、本屋仲間が正式に承認されたことは、日本の出版文化に大きな影響を与えた。本屋仲間は、それぞれの版權を守るため、行事という役員を定めて出入の調停や交渉に当たった。そこでは内容が全く同じ書物を「重板」、酷似しているものを「類板」と呼び、それぞれ差構（さしかま）（訴訟）の対象となった。

村上哲見氏が既に指摘しているように、『京都書林仲間上組濟帳標目』（以下『濟帳標目』と略称）に拠ると、高山房は『唐詩選』の版權に抵触する書物へ差構を申し立てており、文林軒の『唐詩訓解』も例外ではなかった。

一、唐詩選江戸板、当地田原勤兵衛唐詩訓解二差構、度々御公辺二及候事。

（享保十一年二月）

行事方の調停でも双方の言い分が一致しない場合、奉行所に委ねられることになるが、享保九年に高山房が『唐詩選』を刊行した二年後にはこの件がお上に委ねられている。これ以後、『濟帳標目』には高山房と文林軒との出入の記録が約六十年に亘つて記され、双方が『唐詩選』関連の書を出版する度に差構を申し立て合うようになる。

一、唐詩訓解素本、田原勤兵衛より写本被出候、江戸板唐詩選之重板二御座候故、行事共方二留メ置申候えは、行事共へ御裏判頂戴いたさせ、右之趣申上候、勤兵衛急度御呵り被成、板行御赦免無御座候。

（享保十七年四月）

田原勤兵衛は『唐詩訓解素本』出版の申請のために、その写本を行事方に提出するが、高山房刊『唐詩選』の重板に抵触して売留（出版停止）となっている。そもそも素本とは無注本の意味であり、『唐詩選』と『唐詩訓解』

は収録詩がほぼ同じであることからこれは当然の処分である。しかし前章までに論じたように、文林軒刊『唐詩訓解』は高山房刊『唐詩選』に先じて刊行されていた。そのため勅兵衛はその優位性を主張できたはずであるが、どうやら版權の出入を得手としなかつたよつである。

一、明詩礎之写本額田正三郎・梅村弥右衛門より出ル、田原勸兵衛より差構有之候へ共、内証にて相済。二月十六日板行御赦免。
(元文四年正月より五月迄)

すなわち、同じ京都の額田・梅村両氏より『明詩礎』の出版願が出され、版權を持つ勸兵衛が差構を行事方へ申し立てるが、勸兵衛に内証の内に出版を許可されている。同じ京都の仲間同士でもかよつであつたのに、況や近年台頭し始めた江戸の書肆との出入では極めて不利な状況下にあつた。加えて小林新兵衛は江戸の行事方の役員に名を列ねており、多少なりとも発言力を持つていたに違いない。

一、十月八日、江戸須原屋新兵衛殿、当地田原勸兵衛方、唐詩国字辯之義二付及出入、則廿九日就此義勸兵衛江戸表へ出立、則江戸行事中より付状、同江戸行事より到来書状、同十二月帰京、御添翰頂戴にて再ヒ江戸へ出立、御添翰御訴訟、江戸行事中へ之添状等之一件。
(明和七年九月より翌正月迄)

明和七年(一七七〇)、文林軒の『唐詩国字辯』刊行に異議を申し立てられ、勸兵衛は単身江戸に出発し、江戸の行事方の下で争つた。勸兵衛も高山房が『唐詩選』注本を出版する毎に差構を申し立てているが、高山房刊『唐詩選』の圧倒的な流行に鑑みれば、それは螻蛄の斧に過ぎなかつたのかもしれない。

五 高山房による『唐詩訓解』批判

後発の高山房の言い分では、諸人の注を付す中国の『唐詩選』は李攀龍のオリジナルでないとして、李攀龍が編集した原『唐詩選』に近い無注本を作成し、先行する文林軒の『唐詩訓解』と争つた。その結果、高山房刊『唐詩選』は、繁雑な注を省いた見易さと携帯の便を以て大流行をもたらした。後発の高山房がこの一連の係争に打ち勝つたためには相手方の弱みに付け入ることが肝要である。そこで『唐詩選国字解』の服部南郭「附言」では『唐詩訓

解』を偽書との断を下す。

世有『唐詩訓解』。其書剽襲『唐詩選』、及仲舒注、仲言『解』等、偽選列藝文。而詩全用于鱗選、出入一二。其所題目、既是不知滄溟者所爲。序則文理不屬、始無意義。中間引道子數語、出中郎他文。且中郎於滄溟不啻仇視、則亦不知中郎者所爲。總評中竿濫太甚、評註取蔣・唐、頗爲刪補(世に『唐詩訓解』有り。其の書『唐詩選』、及び仲舒が注(蔣一葵注・唐詩選)、仲言が『解』(唐汝詢・唐詩解)等を剽襲し、偽選して藝文に列す。而して詩は全て于鱗が選を用ひ、一二を出入す。其の題目する所、既に是れ滄溟を知らざる者の爲る所なり。序は則ち文理屬せず、始めより意義無し。中間に道子の數語を引くは、中郎の他文に出づ。且つ中郎滄溟に畜だに仇視するのみならずれば、則ち亦た中郎を知らざる者の爲る所なり。總評の中竿濫太甚し、評註は蔣(一葵)・唐(汝詢)を取り、頗る刪補を爲す)。

すなわち、『唐詩訓解』が、蔣一葵注『唐詩選』の注と唐汝詢『唐詩解』の評を剽窃していることを指摘する。袁宏道は李攀龍の古文辞を公然と批判していたことは有名であるため、南郭は兩名の共著という可能性はないと断言し、唯一袁宏道の文とされる『唐詩訓解序』も第三者が袁宏道の他文を繋ぎ合わせたことを指摘している。護園門下であった南郭は『唐詩訓解』を精読していたため、偽書であることを看破し、その選びを「胡乱」と注した。於是或書賈・閻師、資二家聲譽(是に於いて或いは書賈・閻師、二家の声誉を資る)。

ここで南郭は、『唐詩訓解』は坊賈が李攀龍・袁宏道の二家の名声を利用した営利出版物であると論じ、双行注では、版元である余応孔を「唐山デ余猷可ト云フ山仕本屋」や、「田舎ノ山儒者、山仕ノ上手組、本屋ドモ」と呼び捨てる。このように、高山房の小林新兵衛は出入のために『唐詩訓解』批判を繰り返している。ここで、高山房刊行の主な『唐詩選』注本四種(左掲)の中に『唐詩訓解』を批判した箇所を挙げる。

- ・『唐詩選掌故』七卷(1) 千葉芸閣集註 明和二年(二七六五)刊 [掌故]
- ・『唐詩選国字解』七卷 服部南郭辯 天明二年(二七八二)刊 [国字解]
- ・『唐詩選辨蒙』七卷 宇野東山著 天明六年(二七八六)刊 [辨蒙]
- ・『唐詩選講釈』七卷 千葉芸閣口述 寛政二年(二七九〇)刊 [講釈]

本屋側からすれば、『唐詩選』を細分化することで販売数を増やす思惑もあるだろう。これらは全て高山房刊『唐詩選』を底本にして注や評を施しているが、それぞれの注釈や装丁には差異がある。千葉芸閣の名を冠する『唐詩選掌故』と『唐詩選講釈』は文体も内容も別物であるが、全て共通して『唐詩訓解』を批判する姿勢を持つ。

先ず、李白「経下邳圯橋懷張子房」詩の詩題にある「圯橋」という語句について、『唐詩訓解』の題下注では、楚人謂橋爲圯、二字不應復用（楚人橋を謂ひて圯と爲し、二字心に復用すべからず）。

と、「圯」と「橋」は同義であるため重ねるべきでないとし、『史記』でも「圯」一字で橋を意味する。これに対し高山房刊行『唐詩選』注本は一樣に否定する。

〔掌故〕訓解 以圯橋二字、不應復用。誥曰、非。

〔講釈〕下邳八『史記』ノ注ニ曰ク、東海ニツイテアル。吳々山ガ附注ニ曰ク、按ズルニ『説文』ニ東楚橋ノコトヲ圯ト云。圯橋ト二字ツヅケタト李白ヲソシルハ非ナリ。

〔辨蒙〕吳々山ガ註ニ、東楚橋ヲ圯ト云。『淮邳郡志』ニ皆圯橋ト稱ス。『訓解』ニ圯橋トモニハシナルヲカサネ用ユルニヨリ、是レヲ非トスルハ未ダ歴史ヲ考ヘヌヘ誤タト云。

ここで引用する「吳々山が附注に云々」というのは、清初康熙年間に中国で出版された『唐詩選』注本⁽¹³⁾であり、江戸舶来の『唐詩選』の中でも最新の注と言える。宇野東山も地方志を引いてまで圯橋という橋が存在したことを明らかにする。また、この詩に対する『唐詩訓解』の評（正しくは唐汝詢『唐詩解』の評）には次のようである。

言子房智勇已具、又能屈體受書於此。故我經其地、想見其英風、而所授書之老人、已不復可親、自此人一去、而徐泗之間、絶無英雄、則非獨繼子房者難、而識子房者尤難。豈今世界無才耶。其寓意深矣（言ろは子房智勇已に具し、又能く体を屈し書を此に受く。故に我其の地を経て、其の英風を想見す。而るに書を授くる所の老人、已に復た親るべからず、此の人一たび去りてより、徐泗の間、絶へて英雄無し、則ち独り子房に継ぐ者の難きみに非ずして、子房を識る者尤も難し。豈に今の世界して才無からんや。其の寓意すること深し）。

すなわち、詩の末二句「嘆息此人去 蕭条徐泗空（嘆息す此の人去りて、蕭条として徐泗空しきを）」の「此人」を黄石公とし、今となってはこの老人のように、自分（李白）の才能を見出してくれる人物がいなかったことを嘆いた

詩と解する。この評に対しても高山房刊『唐詩選』注本は否定する。

〔国字解〕「此人」八張良ト見ルガヨイ。『訓解』ニ八黄石公ト見タガ、ソレデハワルイ。ソウミレバ客主ノ別チガナイ。摠体、文ニモ詩ニモ客主ト云ガアル。石公ハ客ノヤウナモノデ、張良ハ主人ノヤウナモノヂヤ。此人ヲ黄石公ニ云ハズ、題ニオモニ云フ張良ガ外ノ者ニ成テシマフノヂヤ。

〔講釈〕「此人」ト有ルヲ『訓解』ニ黄石公ト解シタガ、ソレハヨフナイ。張子房ト見ルガヨイ。都テ詩文トモニ客ト主トノ別ガ有ル。コソテ八石公ハ客体ナリ。子房ハ主体ナリ。ユヘニ此人ヲ石公ト見タ時ニ八題ニアハズシテ子房ハ別コトニ成ルナリ。

〔辨蒙〕吳々山云ク、此ノ人ハ子房ヲ指ス。黄石公ヲ云ニアラズ。題ニ「懷張子房」トアレバ、張良ハ詩中ノ主ニテ石公ハ客ナリ。此ノ別チヲ合点シテ見ルベシ。

それぞれ詩の主客を論じて、「此人」を張良と見なす。ここで各注釈者が『唐詩訓解』の名を挙げて批判するのは、当時『唐詩訓解』が流布していた証左である。

高適の「邯鄲少年行」詩の「未知肝膽向誰是 令人却憶平原君（未だ知らず肝胆誰に向ひてか是なる、人をして却て平原君を憶はしむ）」の「平原君」という詩句について、『唐詩訓解』注は『漢書』朱建伝を挙げています。

『漢書』、朱建嘗爲黥布相、諫止布反。高祖賜建號平原君。辟陽侯欲知建、建不肯見。及建母死、貧未有以發喪、辟陽乃奉百金、後惠帝欲誅侯、建見幸臣閔籍、言侯卒不誅、建之力也。後淮南厲王以辟陽侯黨諸呂殺之。建遂自剄（『漢書』に、朱建嘗て黥布の相と爲り、諫めて布の反するを止む。高祖 建に賜ひて平原君と号す。辟陽侯 建を知らんと欲するも、建 見ゆるを肯ぜず。建の母 死するに及び、貧にして未だ以て喪を發すること有らず。辟陽 乃ち百金を奉ず。後に惠帝 侯を誅せんと欲し、建 幸臣閔籍に見え、言ふに侯 卒に誅せざるは、建の力なりと。後に淮南厲王 辟陽侯の諸呂に党するを以て之を殺す。建 遂に自剄す）。

確かに朱建も「平原君」と号したが、朱建から「邯鄲少年行」に登場する遊俠の士を想起させるには無理があり、ここは平原君趙勝を指す説のほうが妥当である。

「掌故」訓解 引漢朱建事、非也。

「国字解」今ノ世二八一向肝膽ヲユルスモノハナイニヨツテ、昔シ趙ノ公子勝平原君ノヤウナ俠客スキガ思ヒ出サレル。此トコロハ「訓解」ガヨクナイ。

両書とも『唐詩訓解』の名を挙げて批判する。ここで前章にて小林新兵衛から差構を受けた文林軒刊『唐詩国字辯』の注と比較してみよう。

今ノ世二八一向肝膽ヲユルスモノハナイ。昔趙ノ公子勝平原君ガ食客ニモ、ヲトラ又ニツイテハ平原君ガヤウナ人ガイタナラバ、サゾ面白カラフ。趙ノ平原君、魏ノ信陵君、齊ノ孟嘗君、楚ノ春申君、コノ四人、大名ノ男ダテヂヤ。

これは『唐詩選国字解』を剽窃したと譏られても当然のように南郭注に酷似している。しかしここで特筆すべきは、『唐詩国字辯』も『唐詩訓解』の説には従わないが、嵩山房刊注本のような批判は行っていないことである。

次に張仲素「漢苑行」詩は、御苑の春景色を詠じた詩である。結句の「人間總未知（人間総て未だ知らず）」について『唐詩訓解』の評では、

一云、唐衰天子不復巡幸、故苑間春色、莫有知者亦通（一に云ふ、唐衰へ天子復た巡幸せず、故に苑間の春色、知る者有る莫しも亦た通す）。

と、一つの可能性として唐が衰えた安史の乱以後の事としている。しかしこの説に確証はなく、『唐詩訓解』が「二云」とするのは真摯な注釈態度である。『唐詩選国字解』の注はこの説を容れる。

「国字解」又ノ説ニ、天子ヲハジメ人間スベテ「未知」。コノ花ヲ、タレヒトリ見ルモノモナイ。コレハ乱後ノ風景ニモ通ズルナリ。

仮にここで『唐詩訓解』の名を挙げることは、図らずも『唐詩訓解』の宣伝になってしまう。そこで出典名を明らかにせず「又の説に」として、この説が『唐詩訓解』に依拠することを意図的に隠している。確かに張仲素（七六九～八一九）は乱後の詩人とも言えるが、既に混乱期は脱して久しく、天子が御苑に巡幸しないとは言い難い。

そこで千葉芸閣の『唐詩選講釈』ではその説を否定する。

「講釈」此処八天子ノ御遊興ノアルコトユヘ、人間世界、地下ノ輩ハミルコトハナラヌコトヘ、総テ知ラザルコトニテゾアル。此詩乱後ノ風景ト云フ説、非ナリ。

そもそも御苑は一般の人々が容易に入れる処ではないため、天子以外は「未知」と解する。南郭と芸閣では解釈が異なっているが、両書とも『唐詩訓解』を意識した注となっている。

以上、高山房刊本が書名を明示して批判するのは『唐詩訓解』のみである。その批判は、的確な是正もあれば、容易には判断がつかないものもある。そもそも詩意は作者と同等に把握できるものではなく、後人の注は如何に作者の心に沿うかを志向するものであり、厳密な正誤は判じ難い。さすれば、その中で特定の書物だけを批判することは、他に意図的なものが含まれているというべきである。高山房刊『唐詩選』に付される荻生徂徠「後序」に、

獨奈近來坊間諸本率屬孟浪。不則何物狡兒巧作五里霧、芙蓉咫尺殆不可辨矣（独り奈せん、近來の坊間の諸本率ね孟浪に属するを。しからざれば則ち何物の狡兒か巧みに五里霧を作り、芙蓉の咫尺殆ど弁ずべからず）。

とある。これは最近の書肆はやたら『唐詩選』注本を出版するが、それが人を惑わせるさまは眼前の富士の高嶺も見分けがつかないほどだと嘆いた文である。これは客観的に見れば、高山房を含む全ての書肆の営利主義を批判した文である。しかし、これに対する宇野東山の注は、「世上二流布スル処ノ『唐詩訓解』ナド云モノハ何モくサルガシコイモノシワザカ」と具体的に『唐詩訓解』の書名を論う。徂徠は先に論じた如く、嘗ては『唐詩訓解』を評価していた。東山の注は、版元である高山房に迎合したものと見えよう。

六 『唐詩選画本』に見える宣伝広告

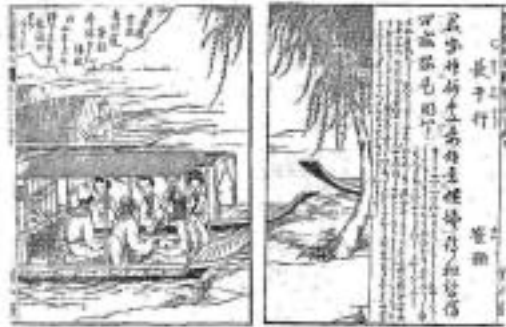
高山房の販売戦略は、宣伝広告の分野にも力を入れている。書物の宣伝手法として、巻末に新刊書や近日発刊の書名を列することはよく知られている。これは黄表紙や読本に顕著であることだが、本文中にも様々な宣伝が見受けられる。高山房四代目小林新兵衛高英の刊行した『唐詩選画本』は、書画による視覚的效果を狙った『唐詩選』

類本である。そこに広告を付けることは最大限の効果を發揮する。初編（天明八年刊）卷三、崔顥の「長干行」詩では、左上に「唐詩選掌故・唐詩選箋註・唐詩せん講釈・同国字かい等々、詩の意、故事、諸註のせつ、くわし」とある（下図参照）。これらの書物は前章に挙げた高山房刊行『唐詩選』注本であり、一際目立つように書き入れてある。これは、注釈の補足というより、広告的效果を狙ったものである。同様に続編（寛政二年刊）卷三、王昌齡「送別魏三」詩の解釈には、「委しくは箋註、又は講釈の本を高山房で求め見るべし」と購買を促すような、明らかな宣伝文句がある。このように注本を参照せよという文言は、初編に十六例、続編に三十例確認できる。しかし、三編以降は激減し、五編に一例見られるのみであるのは、文林軒との訴訟が収束に近づき、高山房『唐詩選』というイメージが定着したためと考える。

七 結語

以上のように、高山房による『唐詩訓解』排斥運動によって、嘗て四書五経と比べられたほどの『唐詩訓解』の評価は急速に失墜した。それは『唐詩訓解』が偽書であったことが高山房に付け入る隙を与えてしまったことではない。後に、鈴木煥卿や山本北山も『唐詩訓解』を「俗」なる書物と貶めているところにも、高山房による『唐詩訓解』攻撃の成果が出ていよう。つまり、江戸高山房から京都文林軒への一連の訴訟はそれまで普及していた『唐詩訓解』の評価を覆し、販売シェアを拡大することが究極の狙いであったのである。

この重板・類板問題は、本屋仲間にとつて重大な関心事であった。もし差構を申し立てられた書肆が行事の調停に応じない場合、「衆外」として文字通り仲間外れとなる。すると本屋仲間全体がその本を不売とし、死活問題に



『唐詩選画本』初編 卷三

直結する。しかし漢籍の場合、経書の古注や新注によって版權の所在がどうしても曖昧になってしまう。そのため同じく教本として普く読まれていた『文選』は元禄以降、暫く出版されてない⁽¹⁵⁾。これは書肆の版權を守ると同時に規制によって表現の自由を奪う諸刃の剣でもあった。

文林軒は、高山房に執拗な差構を申し立てられたが、店を傾けるほどの痛手を負ってはいないようである。明和五年（一七六八）刊『唐詩選掌故』や寛政二年（一七九〇）刊『唐詩選辯蒙』、更に文化五年（一八〇八）刊の篠崎小竹『唐詩遺』等には、田原・小林両氏の名を併記した相合板がある。相合板とは、複数の書肆が版木を分割し、相手方だけで印刷製本が出来ないようにすることである。概ね重板と見做されると版木は没収されるが、場合によっては相合板としてその利益を分与することがあった。これは、『喧嘩両成敗』の精神による、如何にも日本らしい解決の方法と言えようか。

注

- (1) 国立公文書館所蔵。これが確認しうる最も古い『唐詩選』版本であることは、山岸共『唐詩選の実態と偽書説批判』(『日本中国学会報』第三十一集 一九七九年)、森瀬壽三「李攀龍『唐詩選』藍本考——偽書の可能性はどれほどあるか——」(『関西大学文学論集』第四十三巻第二号 一九九三年。のち『唐詩新攷』関西大学出版部 一九九八年に収録)などに言及される。
- (2) 拙稿「明末福建における『唐詩選』類本の営利出版」(『九州中国学会報』第四十五巻 二〇〇七年) 参照。
- (3) 『葦園雑話』に「徠翁二十五歳ノ時、南総ニテテ手親ヲ写ス所ノ『唐詩訓解』二冊、鼻紙ノ庵末ナルニ写ス。評語皆徠翁ナリ。其序跋コソニ写ス(序跋文省略)」とある。
- (4) 日野龍夫「『唐詩選』と近世後期詩壇——都市の繁栄と古文辞派の詩風——」(岩波書店『文学』第三九巻第三号 一九七一年) 参照。
- (5) 享保以前の書目は、斯道文庫編『江戸時代書林出版書籍目録集成』(井上書房 一九六二年)に収録される。また、

江戸・高山房小林新兵衛による『唐詩訓解』排斥

元禄十五年（一七〇二）刊『倭版書籍考』巻七に、「唐詩訓解 七巻アリ、註アリ、評アリ、袁中郎ガ序ニ季于鱗ノ作ト云リ、大明七才ノ一人ニテ詩文ノ名人ナリ」とある。

- (6) 京都の本屋仲間について、蒔田稻城『京阪書籍商史』（原題は『日本出版大観』出版タイムス社 一九一八年。翌年、高尾彦四郎書店が同名に改題。後一九八二年、臨川書店が復刻）などに詳しい。享保の改革の布令は、「自今新作之書物出候共、遂吟味、可致商賣候、若右定ニ背候物有之ハ、奉行所エ可訴出候、經數年相知候共、其板元問屋共ニ急度可申付候、仲間致吟味、違犯無之様ニ可相心得候（高柳真三・石井良助『御触書寛保集成』岩波書店 一九三四年）」。

- (7) 『唐詩選』の差構に関する先行研究は、村上哲見『唐詩選』と高山房——江戸時代漢籍出版の一側面——（『日本中国学会創立五十年記念論文集』汲古書院 一九九八年）、同「江戸の本屋・京の本屋」（『東方』二二二 東方書店 一九九八年十月）を参照。

- (8) 『済帳標目』は、宗政五十緒・朝倉治彦共編『京都書林仲間記録』第五巻（ゆまに書房 一九七七年）にその影印を収録し、彌吉光長『未刊史料による日本出版文化』第一巻（同 一九八八年）に活字化されている。本稿の引用は彌吉氏の編著に拠る。

- (9) 朝倉治彦・大和博幸『享保以後江戸出版書目』（臨川書店 一九九三年）の「割印行事一覽」には、元文元年（一七三六）八月から文化十二年（一八一五）までの間に、行事の一員として小林（須原屋）新兵衛の名が見える。

- (10) 『唐詩選国字解』序文の注に「李滄溟ガ序ヲカキテ、蔣仲舒ガ注解シタ『唐詩選』ト云ガアルガ、コレハモト注ハナイハツチャ。ソレユヘ白文ノ『唐詩選』ヲ用ユル」とある。

- (11) 前掲注（2）拙稿を参照。

- (12) 『唐詩選掌故』は本来千葉茂右衛門（芸閣）の蔵板（素人板）であつたが、世上に広く流布させたい芸閣と、『唐詩選』関連注本の版權を独占したい高山房の利害が一致し、明和二年に高山房へ版權が譲渡される。同五年には、京都での市場拡大を求めて田原勤兵衛も販売に携わる。原文は「明和二四年、千葉茂右衛門蔵板出来仕候処、新兵衛難儀二付、再三御訴訟申上、右茂右衛門方より世上江広く売弘呉候ハ、板木相渡し可申旨二付、則私方江板木受取売

弘度御願申上候処、御聞濟被成下濟口証文差上申候段、別紙二書付を以新兵衛相届候（『享保以後江戸出版書目』明和五年十一月十一日）、一、唐詩選掌故 京都壳弘度、須原屋新兵衛口上書二江戸行事中附状致し登り申候、右之儀二付田原勘兵衛より口上書出候写、江戸行事へ書状遣候事、並大坂行事へ売留メ頼遣候事（『済帳標目』明和五年子九月より丑正月迄）。

- (13) 拙稿「清初における『唐詩選』注本の刊行——吳吳山注『唐詩選』について——」（『中国文学論集』第三十三号 二〇〇四年）参照。

- (14) 鈴木煥卿『撈海一得』（明和八年刊）「同書（『唐詩選』帝京篇、趙李經過密ト云句ハ、阮籍ガ詠懐ノ詩ニ出テ顔延年ガ謬註ヨリ諸説紛々帰一ノ義ナシ。…況『訓解』等ノ俗註ヲヤ」。山本北山『孝経楼詩話』（文化六年刊）卷上「『唐詩解』『唐詩訓解』等ノ俗書ハ、論ズルニ足ラズ」。

- (15) 芳村弘道「和刻本の『文選』について——版本から見た江戸・明治期の『文選』受容——」（『学林』三十四号 二〇〇二年。のち『唐代の詩人と文献研究』中国藝文研究会 二〇〇七年に収録）参照。